

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	10	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 特別土地保有税 都市計画 税 地方消費税 ）		
要望項目名	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域医療において公的医療機関と並び重要な担い手として、社会医療法人及び特定医療法人を認定している。 ※認定要件の一つとして「全収入額に占める社会保険診療収入等が100分の80を超えること」を規定。 ※社会医療法人については医療法施行規則第30条の35の3、特定医療法人については租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に基づく基準において定めている。		
関係条文	・特例措置の内容 上記認定要件の「社会保険診療収入等」に、介護、助産及び予防接種の収入を追加する。		
	認定要件（社会医療法人）医療法施行規則第30条の35の3 （特定医療法人）厚生労働大臣告示（租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号） 租税特別措置法第67条の2、第68条の100、消費税法第60条 地方税法第72条の2第1項第1号口、第72条の5第1項第2号、第72条の77第2号、第3号 第73条の4第1項第3号の2・第8号の2、第348条第2項第9号の2・第11号の5、 第702条の2第2項		
減収見込額	[初年度] +11（－） [平年度] －（－） [改正増減収額] －（単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを強化する必要があるとあり、平成29年6月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたところであるが、利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供に向けて、期待される医療機関の役割に対応できるよう社会医療法人等の制度整備を行う。 社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域に必要な医療を担うものとして平成19年に創設され、また、特定医療法人は、公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受ける医療機関として昭和39年に創設されたが、ともに公的医療機関と並んで、地域の医療を推進していく役割が期待されている。		
	（2）施策の必要性 （1）を踏まえ、社会医療法人及び特定医療法人の事業範囲が拡大されるよう、その認定要件における制約を緩和する必要があるとあり、社会医療法人等に助産、医療的な介護に付随する日常的な介護及び予防接種の収入を社会保険診療収入等を含める必要がある。		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (施策目標2) 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	政策の達成目標	社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	社会医療法人制度・特定医療法人制度 終了時まで
	同上の期間中の達成目標	社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する。
	政策目標の達成状況	社会医療法人等により地域の医療・介護が支えられている
有効性	要望の措置の適用見込み	社会医療法人 281 法人 +新規認定 年間 17 件(直近2年間平均) 特定医療法人 230 法人程度
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行の社会医療法人等の事業範囲の拡充により地域における医療・介護の充実が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会医療法人等は認定要件を満たさない場合、認定取消となることから、介護事業、助産、予防接種に対し、積極的に取組がなされていない現状であり、この解決のために要件の見直しが必要である。
ページ		10—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>社会医療法人 281 法人 (H29. 4. 1 現在) 特定医療法人 233 法人 (H27 年度適用件数)</p>								
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<table border="1"> <tr> <td>社会医療法人</td> <td>H27. 4. 248 法人</td> <td>H28. 4. 266 法人</td> <td>H29. 4. 281 法人</td> </tr> <tr> <td>特定医療法人</td> <td>H25 年度 232 法人</td> <td>H26 年度 230 法人</td> <td>H27 年度 233 法人</td> </tr> </table>	社会医療法人	H27. 4. 248 法人	H28. 4. 266 法人	H29. 4. 281 法人	特定医療法人	H25 年度 232 法人	H26 年度 230 法人	H27 年度 233 法人
社会医療法人	H27. 4. 248 法人	H28. 4. 266 法人	H29. 4. 281 法人						
特定医療法人	H25 年度 232 法人	H26 年度 230 法人	H27 年度 233 法人						
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>								
<p>ページ</p>	<p>10—3</p>								